

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 公 告

| | | |
|--|---------|---|
| ○製菓衛生師試験の実施 | (生活衛生課) | 1 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出 | (商業流通課) | 1 |
| ○大規模小売店舗の廃止の届出 | (同) | 2 |
| ○土地改良区の役員の就任 (豊川総合用水土地改良区及び二川土地改良区) | (農地計画課) | 3 |
| ○土地改良区定款の変更認可 (知多市土地改良区及び金山揚水土地改良区) | (同) | 3 |
| ○異種目換地の事前指定 | (同) | 3 |
| ○公共測量の終了 | (用地課) | 3 |
| ○開発行為の許可に基づく工事完了 | (建築指導課) | 4 |
| ○落札者等の公示 | (財務施設課) | 4 |
| ○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 | (施設課) | 5 |

雑 報

| | | |
|------------------------------|-------------|---|
| ○名古屋高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更の全部改正 | (名古屋高速道路公社) | 7 |
|------------------------------|-------------|---|

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定によって、令和2年製菓衛生師試験を次のように行います。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 試験の日時及び場所
令和2年8月6日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
名古屋国際会議場 2号館（名古屋市熱田区熱田西町1番1号）
- 2 受験願書の受付期間
令和2年6月15日（月）から令和2年6月19日（金）までの午前9時から午後5時まで。郵送による申請は、受け付けません。
- 3 その他試験に関する事項
試験の詳細は、愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>）を御覧ください。
- 4 問合せ先
愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
電話（052）954-6296

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の

保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役 関口 憲司
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)MEGAドン・キホーテUNY豊明店
豊明市三崎町井ノ花5-1
- 3 大規模小売店舗の変更をする日
令和2年5月11日
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

| 届出事項 | | 変更前 | 変更後 |
|---------------|----------------------------|------------------------------|------------------------|
| 小売業を行う者 | 氏名又は名称 | UDリテール株式会社 | 変更前に同じ |
| | 代表者の氏名 | 代表取締役 片桐三希成 | 同 |
| | 住所 | 横浜市神奈川区入江二丁目18番地 | 同 |
| | その他小売業を行う者 | 未定 | 同 |
| 店舗面積の合計 | | 7,707㎡ | 同 |
| 施設の配置に関する事項 | 駐車場 | 位置 | 縦覧による |
| | | 収容台数 | 345台 |
| | 駐輪場 | 位置 | 縦覧による |
| | | 収容台数 | 67台 |
| | 荷さばき施設 | 位置 | 縦覧による |
| | | 面積 | 210.7㎡ |
| 廃棄物等の保管施設 | 位置 | 縦覧による | |
| | 容量 | 77㎡ | |
| 施設の運営方法に関する事項 | 小売業を行う者の開店時刻 | | 午前10時 |
| | 小売業を行う者の閉店時刻 | | 午後8時 |
| | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | | 午前9時30分から午後8時30分まで |
| | 駐車場の自動車の出入口 | 数 | 9箇所 |
| | | 位置 | 縦覧による |
| | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | | 午前6時から午後10時(一部午前10時)まで |
| | | 午前8時 | |
| | | 翌午前2時 | |
| | | 午前7時30分から翌午前2時30分(一部午後10時)まで | |
| | | 変更前に同じ | |
| | | 同 | |
| | | 同 | |

- 5 届出の日
令和2年3月26日
- 6 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和2年5月12日(火)から令和2年9月14日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先
令和2年9月14日(月)
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出が

あった。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社清水屋
春日井市瑞穂通5丁目33番地
代表取締役 清水 隆行
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
清水屋犬山店
犬山市大字犬山字南古券166番14
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
6,812㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和2年2月20日
- 6 廃止する理由
閉店のため。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次の土地改良区の役員が次のように就任した旨の届出があった。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 豊川総合用水土地改良区
就任役員
理事 加藤 彰夫 豊橋市下条東町字西浦85
- 2 二川土地改良区
就任役員
理事 夏目 静男 豊橋市雲谷町字上ノ山75-60

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区定款の変更を令和2年5月12日認可した。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

知多市土地改良区定款
金山揚水土地改良区定款

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）中田地区の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

豊田市中田町大下72の一部、73の一部、西山23の一部、62、117の一部、124の一部、211の1の一部、223の1の一部、上坂9の一部、15の1の一部、15の2、19の1、19の2の一部、27の一部、神池9、10の一部、43の1の一部、67、68、69、70、71、72、73、74、77、80の一部、89の一部、前田62の一部、99の1の一部、100の一部、117の1の一部、山吹44の1の一部、51の2、53の4、53の7、65の1の一部、富士55の4の一部、69の一部、日進96の1の一部、97、98、99の1の一部、100の一部、高山17、39の一部、川畔36の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、一宮市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

| 測 量 地 域 | 測 量 期 間 | 測 量 方 法 |
|---------------------|-----------------------------|------------------|
| 一宮市島村字岩畑及び木曾川町黒田字高田 | 令和元年10月18日から 令和2年3月13日まで | 公共測量（公共基準点の復旧測量） |

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

| 許可番号 | 許 可 年月日 | 開発許可を受けた者の氏名 | 開発許可を受けた者の住所 | 開発区域に含まれる地域の名称 |
|---------------|---------------|---------------------------------------|---------------|----------------|
| 31西建 44-46 | 令和 1.12.18 | 株式会社ハウスジャパン 代表取締役 田村 孝志 | 高浜市神明町7-13-38 | 高浜市沢渡町2-6-38 |
| 31西建 44-62 | 2. 2.26 | 株式会社不動産S H O P ナ カジツ 代表取締役 鳥居 守 | 岡崎市羽根東町3-3-9 | みよし市明知町美里34-2 |

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立みあい特別支援学校 岡崎市美合町並松1-51

- ①愛知県立みあい特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月5日 ③岡崎市保母町字下ノ野10-1 つばさ交通株式会社 ④41,689,500円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立一宮東特別支援学校 一宮市丹羽字中山1151-1

- ①愛知県立一宮東特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月4日 ③名古屋市北区新沼町100-1 愛知バス株式会社 ④66,148,720円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立瀬戸つばき特別支援学校 瀬戸市南山口町474

- ①愛知県立瀬戸つばき特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月5日 ③名古屋市中区栄一丁目21-17 つばめ自動車株式会社 ④58,574,460円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立半田特別支援学校 半田市池田町二丁目30

- ①愛知県立半田特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月5日 ③愛知郡東郷町清水一丁目1-7 レスクル株式会社 ④69,999,984円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立春日台特別支援学校 春日井市神屋町713-8

- ①愛知県立春日台特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月5日 ③小牧市大字池之内字西山1172-1 姫観光バス株式会社 ④69,221,648円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立豊川特別支援学校 豊川市平尾町門田77

- ①愛知県立豊川特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月5日 ③豊田市羽布町金山29 株式会社西三交通 ④49,472,922円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立安城特別支援学校 安城市桜井町伝左20

- ①愛知県立安城特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月4日 ③大府市横根町酉新田69-3 名古屋国際観光バス株式会社 ④93,526,800円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立いなざわ特別支援学校 稲沢市一色森山町225-1

- ①愛知県立いなざわ特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月5日 ③小牧市大字池之内字西山1172-1 姫観光バス株式会社 ④70,320,112円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立大府もちのき特別支援学校 大府市森岡町七丁目427

- ①愛知県立大府もちのき特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月5日 ③愛知郡東郷町清水一丁目1-7 レスクル株式会社 ④51,997,600円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立佐織特別支援学校 愛西市西川端町中東山37

①愛知県立佐織特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月4日 ③小牧市大字池之内字西山1172-1 姫観光バス株式会社 ④58,799,312円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立三好特別支援学校 みよし市打越町山ノ神1-2

①愛知県立三好特別支援学校スクールバス運行業務 一式 ②令和2年3月4日 ③豊田市羽布町金山29 株式会社西三交通 ④71,973,900円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立名古屋特別支援学校 名古屋市西区中小田井5-88

①愛知県立名古屋特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②令和2年3月4日 ③小牧市大字東田中2154-1 ゼットスタッフ株式会社 ④29,605,810円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立港特別支援学校 名古屋市港区港明一丁目10-2

①愛知県立港特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②令和2年3月5日 ③名古屋市中川区八熊通五丁目46 中川タクシー株式会社 ④55,384,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立豊橋特別支援学校 豊橋市西口町字西ノ口25-10

①愛知県立豊橋特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②令和2年3月5日 ③豊橋市大脇町字大脇ノ谷74-88 東神観光バス株式会社 ④40,731,230円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立岡崎特別支援学校 岡崎市本宿町字古新田78

①愛知県立岡崎特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②令和2年3月5日 ③岡崎市榎山町字池田32-5 株式会社富士観光 ④73,605,070円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立一宮特別支援学校 一宮市杉山字氏神廻1

①愛知県立一宮特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②令和2年3月5日 ③一宮市木曾川町外割田字高照寺東45-1 有限会社愛知西部観光バス ④54,276,550円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立ひいらぎ特別支援学校 半田市出口町一丁目8-1

①愛知県立ひいらぎ特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②令和2年3月4日 ③愛知郡東郷町清水一丁目1-7 レスクル株式会社 ④49,499,870円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県立小牧特別支援学校 小牧市大字久保一色1129-2

①愛知県立小牧特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式 ②令和2年3月5日 ③小牧市大字池之内字西山1172-1 姫観光バス株式会社 ④54,596,968円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年2月18日

次のとおり参加表明書、技術提案書及び企画提案書の提出を招請します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和2年5月12日

愛知県知事 大村 秀章

1 業務概要

(1) 業務名

岡崎警察署庁舎建築設計

(2) 業務内容

岡崎市針崎町地内に計画する岡崎警察署庁舎等の建築設計

(3) 履行期限

令和4年1月31日

2 手続参加資格要件、選定基準及び特定基準

(1) 技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）に要求される資格

本業務の手続に参加することができる者は、次に掲げる条件を備えた単体企業とします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ウ 令和2年度及び令和3年度の愛知県建設局、都市整備局及び建築局の入札参加資格者名簿に建築設計業務に係る認定を受けて登載されている者であること。

エ 参加表明書及び技術提案書の提出日から本業務の見積り合わせの日までの間において、愛知県警察建設工事指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

オ 参加表明書及び技術提案書の提出日から本業務の見積り合わせの日までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い愛知県建設局、都市整備局及び建築局から認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

キ 本業務の手続に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

ク 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人等の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等をいう。）に係る名簿が提出されていること。

ケ 過去10年間（平成22年4月1日から参加表明書及び技術提案書を提出する日の前日まで）において、岡崎警察署庁舎建築設計業務説明書（以下「説明書」という。）で示す実績を有すること。

コ 配置予定管理技術者は、一級建築士の資格を有すること。

サ 予定技術者の兼務又は再委託については、説明書で示す要件を満たすこと。

シ 再委託先である者が愛知県建設局、都市整備局及び建築局の建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格者である場合は、当該者が指名停止期間中でないこと。

(2) 提案者を選定するための評価基準

ア 専門分野の技術者資格

イ 過去5年間の類似業務の実績

ウ 過去10年間の受賞歴等

エ 建築C P Dの実績

オ 繁忙度

(3) 提案者を特定するための評価基準

ア (2)アからオまでに掲げる事項の評価

イ 業務の実施方針

ウ 特定テーマに対する企画提案

3 手続等

(1) 担当部局

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号（郵便番号460-8502）

愛知県警察本部総務部施設課営繕係

電話（052）951-1611 内線2274・2279

(2) 説明書の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和2年5月13日（水）から令和2年5月28日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和2年5月13日（水）から令和2年5月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。

(4) 企画提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和2年6月12日（金）から令和2年8月11日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

提案者に選定された者は、企画提案書提出要請書に基づき企画提案書を作成し持参すること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (4) 提出された技術提案書及び企画提案書は、原則として返却しません。また、技術提案書及び企画提案書の内容についてヒアリングを行う場合があります。
- (5) 詳細は、説明書によります。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kazuhiro Goto, Chief of Aichi Prefectural Police Headquarters
- (2) Subject matter of the contract: Architectural design of Okazaki Police Station
- (3) Time-limit to express interests: 9:00 a.m., May 13, 2020 - 5:00 p.m., May 29, 2020
- (4) Time-limit for the submission of proposals: 9:00 a.m., June 12, 2020 - 5:00 p.m., August 11, 2020
- (5) Contact point for documentation relating to the proposal: Facilities Division, General Affairs Department, Aichi Prefectural Police Headquarters
2-1-1, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8502 Japan
Tel. 052-961-1611 Ext. 2274, 2279

雑 報

名古屋高速道路公社公告第1号

平成28年名古屋高速道路公社公告第1号（名古屋高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更）の全部を次のように改正し、中日本高速道路株式会社が管理する近畿自動車道伊勢線（名古屋西ジャンクションから飛鳥ジャンクションまで）の供用開始の日から実施する。

令和2年5月12日

名古屋高速道路公社理事長 新開輝夫

1 路線名及び料金の徴収区間

| 路 線 名 | 料 金 の 徴 収 区 間 |
|--------------------|-----------------------------|
| 愛知県道 高速名古屋朝日線 | 名古屋市中村区名駅四丁目から清須市朝日まで |
| 愛知県道 高速名古屋新宝線 | 名古屋市中村区名駅四丁目から東海市新宝町まで |
| 名古屋市道 高速1号 | 名古屋市中川区島井町から同市千種区鏡池通まで |
| 名古屋市道 高速1号四谷高針線 | 名古屋市千種区鏡池通から同市名東区猪高町まで |
| 名古屋市道 高速2号 | 名古屋市北区大我麻町から同市緑区大高町まで |
| 名古屋市道 高速分岐2号 | 名古屋市西区那古野二丁目から同市東区泉二丁目まで |
| 名古屋市道 高速分岐3号 | 名古屋市中川区山王三丁目から同市昭和区御器所一丁目まで |
| 愛知県道 高速名古屋小牧線 | 名古屋市北区大我麻町から小牧市大字村中まで |
| 愛知県道 高速清須一宮線 | 清須市朝日から一宮市緑四丁目まで |

2 基本料金の額

1に掲げる路線名及び料金の徴収区間（以下「名古屋高速道路」という。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。

- (1) 1キロメートル当たりの料金の額と固定額

ア 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

（単位：円）

| 車 種 区 分 | 料 金 の 額 |
|---------|---------|
| 軽自動車等 | 23.616 |

| | |
|-----|--------|
| 普通車 | 29.52 |
| 中型車 | 35.424 |
| 大型車 | 48.708 |
| 特大車 | 81.18 |

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう(以下同じ。)

イ 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、250円とする。

(2) 適用方法

ア 営業距離

名古屋高速道路の入口、出口又は名古屋高速道路と中日本高速道路株式会社若しくは愛知県道路公社の管理する道路との接続部(以下「出入口等」という。)の相互間の距離(以下「営業距離」という。)は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

(注) A 営業距離は次の原則に従い定めるものとする。

a 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、名古屋高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を営業距離とする。

b 下表に掲げる名古屋高速道路の入口又は名古屋高速道路と中日本高速道路株式会社若しくは愛知県道路公社の管理する道路との接続部(以下「入口等」という。)から名古屋高速道路の出口又は名古屋高速道路と中日本高速道路株式会社若しくは愛知県道路公社の管理する道路との接続部(以下「出口等」という。)の相互間を利用する場合の営業距離が、1回の通行につき1台当たり、同表に掲げる営業距離を超える場合には、それぞれ同表に掲げる営業距離とする。

| 入 口 等 | 営業距離 |
|------------------------------------|--------|
| 黒川入口 | 19.1km |
| 楠入口 | 22.4km |
| 楠ジャンクション入口 | 23.0km |
| 堀田入口 | 22.1km |
| 笠寺入口 | 25.6km |
| 星崎入口 | 27.5km |
| 大高・知多半島道路連絡路入口 | 30.2km |
| 名四国道連絡路入口 | 30.6km |
| 名古屋南ジャンクション入口(近畿自動車道名古屋亀山線との接続部) | 31.5km |
| 名古屋南ジャンクション入口(第二東海自動車道横浜名古屋線との接続部) | 31.6km |
| 六番北入口 | 22.3km |
| 港明入口 | 24.1km |
| 船見入口 | 28.9km |
| 東海新宝入口 | 30.3km |
| 西知多産業道路連絡路入口 | 31.0km |
| 東海ジャンクション入口 | 31.0km |
| 庄内通入口 | 19.7km |
| 清須入口 | 23.8km |
| 清洲ジャンクション入口 | 24.3km |

| | |
|--------------|--------|
| 豊山南入口 | 23.9km |
| 小牧南入口 | 27.8km |
| 小牧インターチェンジ入口 | 30.6km |
| 小牧北入口 | 30.8km |
| 西春入口 | 27.5km |
| 一宮インターチェンジ入口 | 30.1km |
| 一宮東入口 | 31.6km |
| 一宮中入口 | 32.3km |

B 現金車（E T C車（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車を用いる。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）以外の自動車を用いる。以下同じ。）は、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添3の表に掲げる出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離、それ以外はA bに定める表に掲げる入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離）を営業距離とし、その営業距離に応じて料金の額を適用する。

イ 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の営業距離に応じて、次の算式により算出する。

料金の計算額＝L R＋F （単位：円）

（注） 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。

L：出入口等の相互間の営業距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

ウ 通行止めに伴う料金調整

最初に名古屋高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって名古屋高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる名古屋高速道路への再流入入口等をC、名古屋高速道路に再流入した後の最終流出口等をDとし、通行止めによって名古屋高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、B C間を迂回して通行した自動車が、名古屋高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。

(ア) E T C車の場合の料金調整

A B間の営業距離とC D間の営業距離を合算した営業距離に応じて、イの計算式により算出された料金の額を適用する。

(イ) 現金車の場合の料金調整

A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、Aから利用可能な最遠の出口等までの距離に応じて、料金を徴収する。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の営業距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨て又は切上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

3 特別の措置

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合における料金の額は、以下のとおり算出するものとする。

なお、料金の額の算出に当たっては、4(1)イで定める割引が適用される場合は、当該割引を適用して算出するものとし、中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額は、中日本高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする（以下「中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」について同じ。）。

- (1) 甲インターチェンジ及び乙インターチェンジが名古屋環状2号線（近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西ジャンクションから名古屋南ジャンクションまで及び名古屋インターチェンジから上社ジャンクションまでの区間）及び近畿自動車道伊勢線（飛鳥ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの区間）をいう。以下同じ。）、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛鳥インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路のインターチェンジを含まない場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（名古屋環状2号線又は名古屋高速道路が介在する場合を含む。以下3において同じ。）に、下表Aに掲げる接続部相互間を経由し名古屋環状2号線（ただし、当該道路に名古屋高速道路を含む場合は、下表Bに掲げる道路を除く。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋環状2号線等経路i」という。以下(1)において同じ。）又は下表Aに掲げる接続部相互間を経由し名古屋高速道路（ただし、下表Bに掲げる道路を経路に含む場合に限る。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋高速道路都心部経路i」という。以下(1)において同じ。）があり、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が別に定めるところにより通行する場合（ETC車に限る。）（以下3において同じ。）における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のアに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、アに掲げる名古屋環状2号線等経路iの料金の額、名古屋高速道路都心部経路iの料金の額は、以下のとおり算出した料金の額をいう。

名古屋環状2号線等経路i及び名古屋高速道路都心部経路iの料金の額：

2に定める方法により算出した当該経路における料金の額及び中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した額とする。

ア 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち、下表Cに掲げる道路の内外を、同一の接続部を経由し通行する名古屋高速道路都心部経路iの料金の額及び名古屋環状2号線等経路iの料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路iの料金の額を名古屋環状2号線等経路iの料金の額が上回る場合、名古屋環状2号線等経路iに名古屋高速道路都心部経路iの料金の額を適用するものとする。

- (2) 甲インターチェンジ又は乙インターチェンジが名古屋環状2号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛鳥インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路のインターチェンジを含む場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、下表A'に掲げる接続部等を経由し名古屋環状2号線（ただし、当該経路に名古屋高速道路を含む場合は、下表Bに掲げる道路を除く。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋環状2号線等経路ii」という。以下(2)において同じ。）、下表A'に掲げる接続部等を経由し名古屋高速道路（ただし、下表Bに掲げる道路を経路に含む場合に限る。）を連続して通行することが可能な経路（以下「名古屋高速道路都心部経路ii」という。以下(2)において同じ。）又は下表A'に掲げる接続部等を経由する経路（ただし、名古屋環状2号線又は名古屋高速道路を経路に含む場合を除く。以下「伊勢湾岸道路等経路」という。以下(2)において同じ。）がある場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のアに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、アに掲げる名古屋環状2号線等経路iiの料金の額、名古屋高速道路都心部経路iiの料金の額及び伊勢湾岸道路等経路の料金の額は以下のとおり算出した料金の額をいう。

また、(2)における料金の額の算出に当たって、下表Cに掲げる道路のうち下表D各項に掲げるインターチェンジについては、同一のインターチェンジとして取り扱う（以下(2)及び(3)において同じ。）。

名古屋高速道路都心部経路ii及び名古屋環状2号線等経路iiの料金の額：

2に定める方法により算出した料金の額及び中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した額とする。

伊勢湾岸道路等経路の料金の額：

中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額とする。

ア 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち、下表Cに掲げる道路の内外を、同一の下表A'に掲げる接続部等を経由し通行する名古屋高速道路都心部経路iiの料金の額、名古屋環状2号線等経路iiの料金の額及び伊勢湾岸道路等経路の料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路iiの料金の額を名古屋環状2号線等経路iiの料金の額又は伊勢湾岸道路等経路の料金の額が上回る場合、名古屋環状2号線等経路iiの料金の額又は伊勢湾岸道路等経路の料金の額に名古屋高速道路都心部経路iiの料金の額を適用するものとする。

- (3) 甲インターチェンジ及び乙インターチェンジが名古屋環状2号線、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間、伊勢湾岸道路の東海インターチェンジから飛鳥インターチェンジまでの区間又は名古屋高速道路のインターチェンジである場合

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、下表Cに掲げる道路（ただし、当該経路に名古屋高速道路を含む場合は、下表Bに掲げる道路を除く。）のみを経由する経路（以下「名古屋環状2号線等経路iii」という。以下(3)において同じ。）又は下表Cに掲げる道路（ただし、下表Bに掲げる道路を

経路に含む場合に限る。)のみを経由する経路(以下「名古屋高速道路都心部経路Ⅲ」という。以下(3)において同じ。)がある場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額のうち次のアに該当する場合の料金の額は、その定める方法により適用した額とする。

なお、アに掲げる名古屋環状2号線等経路Ⅲの料金の額及び名古屋高速道路都心部経路Ⅲの料金の額は、以下のとおり算出した料金の額をいう。

名古屋環状2号線等経路Ⅲ及び名古屋高速道路都心部経路Ⅲの料金の額：

2に定める方法により算出した料金の額及び中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した額とする。

ア 甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の複数経路のうち名古屋高速道路都心部経路Ⅲの料金の額と名古屋環状2号線等経路Ⅲの料金の額を比較し、名古屋高速道路都心部経路Ⅲの料金の額を名古屋環状2号線等経路Ⅲの料金の額が上回る場合、名古屋環状2号線等経路Ⅲの料金の額に名古屋高速道路都心部経路Ⅲの料金の額を適用するものとする。

表A

| |
|---|
| 中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部 |
| 中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部 |
| 第一東海自動車道と名古屋環状2号線との接続部 |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速2号との接続部 |
| 近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状2号線との接続部 |
| 近畿自動車道名古屋亀山線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速1号との接続部 |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部 |

表A'

| |
|---|
| 中央自動車道西宮線と愛知県道高速清須一宮線との接続部 |
| 中央自動車道西宮線と愛知県道高速名古屋小牧線との接続部 |
| 第一東海自動車道と名古屋環状2号線との接続部 |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速2号との接続部並びに名古屋南ジャンクション |
| 近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状2号線との接続部又は飛島ジャンクション |
| 近畿自動車道名古屋亀山線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速1号との接続部 |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部 |

表B

| |
|----------------|
| 愛知県道高速名古屋朝日線 |
| 名古屋市道高速分岐2号 |
| 名古屋市道高速分岐3号 |
| 名古屋市道高速2号 |
| 愛知県道高速名古屋新宝線 |
| 名古屋市道高速1号 |
| 名古屋市道高速1号四谷高針線 |

表C

| |
|--|
| 名古屋環状2号線 |
| 第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海ジャンクションまでの区間 |
| 伊勢湾岸道路 |
| 名古屋高速道路 |

表D

| | | | |
|----|----------------------|---------------|--------------|
| 1 | 名古屋西ジャンクション南インターチェンジ | 大治南インターチェンジ | 千音寺入口・出口 |
| 2 | 大治北インターチェンジ | 甚目寺南インターチェンジ | — |
| 3 | 甚目寺北インターチェンジ | 清洲西インターチェンジ | — |
| 4 | 清洲東第一インターチェンジ | 清洲東第二インターチェンジ | 清須入口・出口 |
| 5 | 平田インターチェンジ | 山田西インターチェンジ | — |
| 6 | 山田東インターチェンジ | 楠インターチェンジ | 楠入口・出口 |
| 7 | 松河戸インターチェンジ | 小幡インターチェンジ | — |
| 8 | 大森インターチェンジ | 引山インターチェンジ | — |
| 9 | 上社インターチェンジ | 上社南インターチェンジ | — |
| 10 | 名古屋南インターチェンジ | — | 名四国道連絡路入口・出口 |
| 11 | 東海インターチェンジ | — | 東海新宝入口・出口 |

4 基本料金及び特別の措置における割引

(1) 割引を適用する自動車及び割引率等

ア 障害者割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次のa又はbの要件を満たすものとして、公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手續がなされた自動車とする。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、公社が別に定めるもの

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード（会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したETCシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）又はETCパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

(イ) 割引率

50%以下とする。

イ ETC夜間割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC車のうち、中型車、大型車及び特大車とする。

(イ) 割引率

a 区分及び時間帯に応じた割引

下表に掲げる時間帯に通行する場合は、同表に掲げる割引率を適用する。

| 区 分 | 時 間 帯 | 割 引 率 |
|-----|-----------------|-------|
| 全日 | 22：00以後～ 24：00前 | 10% |
| | 0：00以後～ 6：00前 | 20% |

b 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から a に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

ウ 名高速 ETC コーポレートカード割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車のうち ETC コーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が当該会社から貸与された ETC カードをいう。以下同じ。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。

(イ) 割引率

a 料金の額に応じた割引

(ア)の自動車が使用する ETC コーポレートカード 1 枚ごとの 1 か月内の累計利用料金に応じて、下表の割引率を適用する。

| 月 間 利 用 額 区 分 | 割 引 率 |
|-------------------|-------|
| 5 千円以下の部分 | 0 % |
| 5 千円を超え 1 万円以下の部分 | 4 % |
| 1 万円を超え 2 万円以下の部分 | 7 % |
| 2 万円を超え 3 万円以下の部分 | 12 % |
| 3 万円を超える部分 | 18 % |

(注) 一通行ごとに上記割引率を乗じて得た割引額に 1 円未満の端数が生じる場合は、割引額の 1 円未満を切り捨てる。また、1 か月内の累計利用料金が、当該通行により上記月間利用額区分をまたがって超える場合の料金については、割引率の高い区分の率を適用する。

b 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から a に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

エ ETC 都心環状割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETC 車とする。

(イ) 割引を適用する営業距離

下表 A から L までの左欄に掲げる入口等と中欄に掲げる出口等の組合せで通行したときの愛知県道高速名古屋朝日線の起点から明道町ジャンクションまで、愛知県道高速名古屋新宝線の起点から山王ジャンクションまで、名古屋市道高速 2 号の東片端ジャンクションから鶴舞南ジャンクションまで、名古屋市道高速分岐 2 号及び名古屋市道高速分岐 3 号の区間（以下「都心環状線」という。）の営業距離はそれぞれ右欄に定める営業距離を適用する。

表 A

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の営業距離 |
|--|------------|------------|
| 小牧北入口、小牧インターチェンジ入口、小牧南入口、豊山南入口、楠ジャンクション入口、楠入口、黒川入口 | 錦橋出口、丸の内出口 | 4.1km |

表 B

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の営業距離 |
|-----------------------------|-------------|------------|
| 高針ジャンクション入口、高針入口、四谷入口、吹上東入口 | 丸の内出口、東新町出口 | 5.3km |

表 C

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の営業距離 |
|---|-------------|------------|
| 名古屋南ジャンクション入口、名四国道連絡路入口、大高・知多半島道路連絡路入口、星崎入口、笠寺入口、堀田入口 | 丸の内出口、東新町出口 | 4.1km |

表D

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|---|-------------|----------------|
| 東海ジャンクション入口、西知多産業道路連絡路入口、東海新宝入口、船見入口、港明入口、六番北入口 | 東新町出口、東別院出口 | 3.4km |

表E

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|--------------------------|-------------|----------------|
| 名古屋西ジャンクション入口、千音寺入口、黄金入口 | 東新町出口、東別院出口 | 2.2km |

表F

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|--|------------|----------------|
| 一宮中入口、一宮東入口、一宮インターチェンジ入口、西春入口、清洲ジャンクション入口、清須入口、庄内通入口 | 東別院出口、錦橋出口 | 2.4km |

表G

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|-------------|--|----------------|
| 東別院入口、東新町入口 | 黒川出口、楠出口、楠ジャンクション出口、豊山南出口、小牧南出口、小牧北出口、小牧インターチェンジ出口 | 2.8km |

表H

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|------------|-----------------------------|----------------|
| 名駅入口、東別院入口 | 吹上東出口、四谷出口、高針出口、高針ジャンクション出口 | 3.2km |

表I

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|------------|--|----------------|
| 名駅入口、東別院入口 | 堀田出口、笠寺出口、大高・知多半島道路連絡路出口、名四国道連絡路出口、名古屋南ジャンクション出口 | 4.4km |

表J

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|------------|---|----------------|
| 丸の内入口、名駅入口 | 六番北出口、港明出口、船見出口、東海新宝出口、西知多産業道路連絡路出口、東海ジャンクション出口 | 3.9km |

表K

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|------------|--------------------------|----------------|
| 丸の内入口、名駅入口 | 黄金出口、千音寺出口、名古屋西ジャンクション出口 | 5.1km |

表L

| 入 口 等 | 出 口 等 | 都心環状線の 営業距離 |
|-------------|--|----------------|
| 東新町入口、丸の内入口 | 庄内通出口、清洲ジャンクション出口、清須出口、西春出口、一宮南出口、一宮インターチェンジ出口、一宮東出口 | 3.4km |

(ウ) 実施する期間

中日本高速道路株式会社が管理する近畿自動車道伊勢線（名古屋西ジャンクションから飛鳥ジャンクションまでの区間）の供用開始の日から令和10年3月31日までの間とする。

オ ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための名古屋高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）とする。

(イ) 割引率

39%以下とする。

カ 名古屋環状2号線等迂回利用割引については、以下のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

下表1及び2の(C)に掲げる道路及びインターチェンジ、(D)に掲げる区間並びに(E)に掲げる名古屋高速道路を連続して通行し、(ウ)に定める入口又は出口を通行するETC車とする。

表1

| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) | |
|-----|-----|--|--------------------------|----------------|-----------|
| 1 | ① | 第一東海自動車道（ただし、名古屋インターチェンジにおいて(D)の区間と連続して走行する場合に限る。） | 名古屋インターチェンジから高針ジャンクション | 名古屋市道高速1号四谷高針線 | |
| | ② | | 名古屋インターチェンジから楠ジャンクション | | 名古屋市道高速2号 |
| | ③ | | 名古屋インターチェンジから名古屋南ジャンクション | | |
| 2 | ① | 愛知県道高速名古屋小牧線 | 楠ジャンクションから高針ジャンクション | 名古屋市道高速1号四谷高針線 | |
| | ② | | 楠ジャンクション | 名古屋市道高速2号 | |
| | ③ | | 楠ジャンクションから清洲ジャンクション | 愛知県道高速名古屋朝日線 | |
| 3 | ① | 愛知県道高速清須一宮線 | 清洲ジャンクションから楠ジャンクション | 名古屋市道高速2号 | |
| | ② | | 清洲ジャンクション | 愛知県道高速名古屋朝日線 | |
| | ③ | | 清洲ジャンクションから名古屋西ジャンクション | 名古屋市道高速1号 | |
| 4 | ① | 近畿自動車道名古屋亀山線 | 名古屋西ジャンクションから清洲ジャンクション | 愛知県道高速名古屋朝日線 | |
| | ② | | 名古屋西ジャンクション | 名古屋市道高速1号 | |
| | ③ | | 名古屋西ジャンクションから東海ジャンクション | 愛知県道高速名古屋新宝線 | |
| 5 | ① | 近畿自動車道名古屋神戸線 | 飛島ジャンクションから名古屋西ジャンクション | 名古屋市道高速1号 | |
| | ② | | 飛島ジャンクションから東海ジャンクション | 愛知県道高速名古屋新宝線 | |
| 6 | ① | 第二東海自動車道横浜名古屋線 | 名古屋南ジャンクション | 名古屋市道高速2号 | |
| | ② | | 名古屋南ジャンクションから東海ジャンクション | 愛知県道高速名古屋新宝線 | |
| | ③ | | 名古屋南ジャンクションから高針ジャンクション | 名古屋市道高速1号四谷高針線 | |

表2

| (A) | (B) | (C) | (D) | (E) |
|-----|-----|----------------------|--|-------------------------------------|
| 1 | ① | 名古屋環状2号線の有松インターチェンジ | (C)のインターチェンジより順方向に通行した高針ジャンクション又は名古屋南ジャンクション | (D)に接続している名古屋市道高速1号四谷高針線又は名古屋市道高速2号 |
| 2 | ① | 名古屋環状2号線の鳴海インターチェンジ | | |
| 3 | ① | 名古屋環状2号線の植田インターチェンジ | | |
| 4 | ① | 名古屋環状2号線の本郷インターチェンジ | (C)のインターチェンジより順方向に通行した高針ジャンクション又は楠ジャンクション | |
| 5 | ① | 名古屋環状2号線の上社南インターチェンジ | 高針ジャンクション | 名古屋市道高速1号四谷高針線 |
| | ② | 名古屋環状2号線の上社インターチェンジ | 楠ジャンクション | |
| 6 | ① | 名古屋環状2号線の引山インターチェンジ | 高針ジャンクション | 名古屋市道高速1号四谷高針線 |
| | ② | 名古屋環状2号線の大森インターチェンジ | 楠ジャンクション | 名古屋市道高速2号 |

| | | | | |
|----|---|--|--|-------------------------------------|
| 7 | ① | 名古屋環状2号線の小幡インターチェンジ | 高針ジャンクション | 名古屋市道高速1号四谷高針線 |
| | ② | 名古屋環状2号線の松河戸インターチェンジ | 楠ジャンクション | 名古屋市道高速2号 |
| 8 | ① | 名古屋環状2号線の勝川インターチェンジ | (C)のインターチェンジより順方向に通行した高針ジャンクション又は楠ジャンクション | (D)に接続している名古屋市道高速1号四谷高針線又は名古屋市道高速2号 |
| 9 | ① | 名古屋環状2号線の楠インターチェンジ | 高針ジャンクション | 名古屋市道高速1号四谷高針線 |
| | ② | 名古屋環状2号線の山田東インターチェンジ(楠ジャンクション方面からの通行を除く。) | 清洲ジャンクション | 愛知県道高速名古屋朝日線 |
| | ③ | 楠入口・出口 | -(楠ジャンクションを経由しない場合に限る。) | 名古屋市道高速2号 |
| 10 | ① | 名古屋環状2号線の山田西インターチェンジ(清洲ジャンクション方面への通行を除く。) | 楠ジャンクション | 名古屋市道高速2号 |
| | ② | 名古屋環状2号線の平田インターチェンジ | 清洲ジャンクション | 愛知県道高速名古屋朝日線 |
| 11 | ① | 名古屋環状2号線の清洲東第一インターチェンジ | 楠ジャンクション | 名古屋市道高速2号 |
| | ② | 名古屋環状2号線の清洲東第二インターチェンジ | 名古屋西ジャンクション | 名古屋市道高速1号 |
| | ③ | 清須入口・出口 | -(清洲ジャンクションを経由しない場合に限る。) | 愛知県道高速名古屋朝日線 |
| 12 | ① | 名古屋環状2号線の清洲西インターチェンジ | 清洲ジャンクション | 愛知県道高速名古屋朝日線 |
| | ② | 名古屋環状2号線の甚目寺北インターチェンジ | 名古屋西ジャンクション | 名古屋市道高速1号 |
| 13 | ① | 名古屋環状2号線の甚目寺南インターチェンジ | 清洲ジャンクション | 愛知県道高速名古屋朝日線 |
| | ② | 名古屋環状2号線の大治北インターチェンジ | 名古屋西ジャンクション | 名古屋市道高速1号 |
| 14 | ① | 名古屋環状2号線の大治南インターチェンジ | 清洲ジャンクション | 愛知県道高速名古屋朝日線 |
| | ② | 名古屋環状2号線の名古屋西ジャンクション南インターチェンジ | 東海ジャンクション | 愛知県道高速名古屋新宝線 |
| | ③ | 千音寺入口・出口 | -(名古屋西ジャンクションを経由しない場合に限る。) | 名古屋市道高速1号 |
| 15 | ① | 名古屋環状2号線の富田インターチェンジ | (C)のインターチェンジより順方向に通行した名古屋西ジャンクション又は東海ジャンクション | (D)に接続している名古屋市道高速1号又は愛知県道高速名古屋新宝線 |
| 16 | ① | 名古屋環状2号線の南陽インターチェンジ | | |
| 17 | ① | 名古屋環状2号線の名四西インターチェンジ | | |
| 18 | ① | 伊勢湾岸道路の名港中央インターチェンジ | | |
| 19 | ① | 伊勢湾岸道路の名港潮見インターチェンジ | | |
| 20 | ① | 第二東海自動車道横浜名古屋線の東海インターチェンジ及び伊勢湾岸道路の東海インターチェンジ | (C)のインターチェンジより順方向に通行した名古屋西ジャンクション又は名古屋南ジャンクション | (D)に接続している名古屋市道高速1号又は名古屋市道高速2号 |
| | ② | 東海新宝入口・出口 | -(東海ジャンクションを経由しない場合に限る。) | 愛知県道高速名古屋新宝線 |
| 21 | ① | 第二東海自動車道横浜名古屋線の大府インターチェンジ | (C)のインターチェンジより順方向に通行した東海ジャンクション又は名古屋南ジャンクション | (D)に接続している名古屋市道高速2号又は愛知県道高速名古屋新宝線 |
| 22 | ① | 第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジ | | |
| | ② | 名四国道連絡路入口・出口 | -(名古屋南ジャンクションを経由しない場合に限る。) | 名古屋市道高速2号 |

- (イ) 割引額等
- a 名古屋環状2号線、伊勢湾岸道路、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ジャンクションから東海ジャンクションまでの区間（以下「名古屋環状2号線等」という。）又は名古屋高速道路と他の道路を連続して通行する場合の料金の額
- (ア)の表1中(B)の項ごとに、(ア)に定める自動車の通行のうち、名古屋高速道路の料金の額及び中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した料金の額（以下「算定対象額 i」という。）のうち名古屋高速道路の料金の額から、次の算式により算出した額を減じるものとする。
- $$Y m - X m$$
- ただし、算出した額が負の数となる場合は、これを0とする。
- (注) この算式において X m 及び Y m は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- X m：表1(A)の項ごとに、算定対象額 i のうち最も低い料金の額のうち名古屋高速道路の料金の額
- Y m：表1(A)の項ごとに、算定対象額 i のうち最も低い料金の額以外の料金の額のうち名古屋高速道路の料金の額
- b 名古屋環状2号線等又は名古屋高速道路のうち特定のインターチェンジを通行する場合の料金の額
- (ア)の表2中(B)の項ごとに、(ア)に定める自動車の通行のうち、名古屋高速道路の料金の額及び中日本高速道路株式会社が管理する道路の料金の額を合算した料金の額（以下「算定対象額 ii」という。）のうち名古屋高速道路の料金の額から、次の算式により算出した額を減じるものとする。
- $$Y m - X m$$
- ただし、算出した額が負の数となる場合は、これを0とする。
- (注) この算式において X m 及び Y m は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- X m：表2(A)の項ごとに、算定対象額 ii のうち最も低い料金の額のうち名古屋高速道路の料金の額
- Y m：表2(A)の項ごとに、算定対象額 ii のうち最も低い料金の額以外の料金の額のうち名古屋高速道路の料金の額
- (ウ) 対象入口・出口
- 名古屋市道高速分岐2号 丸の内入口・出口
 名古屋市道高速2号 東新町入口・出口
 名古屋市道高速分岐3号 東別院入口・出口
 愛知県道高速名古屋新宝線 錦橋出口
 愛知県道高速名古屋新宝線 名駅入口
- キ 名古屋高速道路企画割引については、以下のとおりとする。
- 公社は、償還に支障のない範囲において、以下のとおり割引を実施することができる。
- (ア) 割引を適用する自動車
 割引を適用する自動車は、E T C車とする。
- (イ) 割引率等
 個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。
- (ウ) 実施する期間
 実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。
- (エ) 適用区間
 個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- (オ) 事前の届出
 個々の企画割引ごとに(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。
- ク 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。
- (ア) 割引を適用する自動車
 割引を適用する自動車は、名古屋高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
- (イ) 割引率等
 個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。
- (ウ) 実施する期間
 個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。
- (エ) 適用区間
 個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。
- (オ) 事前の届出
 個々の社会実験ごとに(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(2) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引又はE T C路線バス割引を適用する自動車については、E T C都心環状割引及び名古屋環状2号線等迂回利用割引以外の割引と重複して適用しない。

イ E T C夜間割引、名高速E T Cコーポレートカード割引、E T C都心環状割引及び名古屋環状2号線等迂回利用割引を受ける自動車は、相互間の割引を重複するものとし、相互間の重複適用の順序は、下表のとおりとする。

| 適用の順序 | 割引の種類 |
|-------|---------------------|
| 1 | E T C都心環状割引 |
| 2 | E T C夜間割引 |
| 3 | 名古屋環状2号線等迂回利用割引 |
| 4 | 名高速E T Cコーポレートカード割引 |

(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位

(1)イ及びエに定める割引を適用した額（(1)イに定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）に10円未満の端数がある場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨て又は切上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

5 料金の徴収期間

この公告に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和54年7月）から65年3か月間（各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成12年10月）から43年12か月間）とする。

6 その他

(1) 乗継ぎについて

名古屋高速道路を通行してきたE T C車が、都心環状線を迂回するために吹上東出口で途中流出し、吹上東入口から流入して、引き続き名古屋高速道路を利用する場合であって、E T Cシステムに当該通行実績を記録した自動車で、吹上東出口から吹上東入口への乗継ぎ時間が理事長が定める時間内である場合は、これを1回の通行とみなす。

(2) 実施期日

2から4までに掲げる事項は中日本高速道路株式会社が管理する近畿自動車道伊勢線（名古屋西ジャンクションから飛島ジャンクションまでの区間）の供用開始の日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

別添1

自動車の車種区分

| 車種区分 | 自動車の種類 | 定義 |
|-------|---|---|
| 軽自動車等 | イ 軽自動車 | 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車 |
| | ロ 小型特殊自動車 | 法第3条の小型特殊自動車 |
| | ハ 小型二輪自動車 | 法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの |
| 普通車 | ニ 小型自動車 | 法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。） |
| | ホ 普通乗用自動車 | 法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの |
| | ヘ けん引自動車等が軽自動車等である連結車両 | けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの |
| 中型車 | ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下） | 法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸） |
| | チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満） | 法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの |
| | リ けん引自動車等が軽自動車等又は普通車である連結車両 | イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両 |

| | | |
|-----|---|--|
| 大型車 | ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸） | 普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸） |
| | ル 乗合型自動車（路線を定めて定期又は臨時に運行するもの等） | 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして名古屋高速道路公社理事長が認めたもの及び同号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの |
| | ヲ けん引自動車（普通車、中型車又は大型車（2車軸））である連結車両 | ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両 |
| 特大車 | ワ 普通貨物自動車（4車軸以上） | 普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。） |
| | カ 連結車両 | けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（へ、リ及びヌに該当するものを除く。） |
| | ヨ 大型特殊自動車 | 法第3条の大型特殊自動車 |
| | タ 乗合型自動車（その他） | 乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。） |

別添2

営業距離（単位：km）

- ・「-」・・・距離を算出できない、又は通常利用されない経路
- ・ジャンクションは「JCT」と表記する。
- ・インターチェンジは「IC」と表記する。

名古屋市道高速分岐2号・名古屋市道高速2号・名古屋市道高速分岐3号、愛知県道高速名古屋新宝線・愛知県道高速名古屋朝日線
(都心環状線)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--------|------|------|
| | | | | | | | | | | | | 新洲崎JCT | 錦橋出口 | 名駅入口 |
| | | | | | | | | | | | | 5.1 | 1.9 | 10.0 |
| | | | | | | | | | | | | 1.7 | 2.4 | 9.3 |
| | | | | | | | | | | | 0.5 | 7.9 | - | 8.1 |
| | | | | | | | | | | | 9.6 | 9.1 | 2.4 | 6.9 |
| | | | | | | | | | | | 1.0 | 5.1 | 4.1 | 5.9 |
| | | | | | | | | | | | 5.1 | 2.2 | 5.3 | 4.7 |
| | | | | | | | | | | | 0.5 | 1.7 | 5.8 | - |
| | | | | | | | | | | | 9.2 | 8.7 | - | 3.1 |
| | | | | | | | | | | | 0.3 | 8.9 | 5.1 | 2.8 |
| | | | | | | | | | | | 1.3 | 1.6 | - | - |
| | | | | | | | | | | | 10.0 | 8.7 | - | 1.2 |
| | | | | | | | | | | | 0.5 | 9.5 | 5.1 | 6.8 |
| | | | | | | | | | | | - | - | 7.3 | 5.1 |
| | | | | | | | | | | | 3.2 | 4.4 | 5.6 | 5.1 |
| | | | | | | | | | | | 5.4 | - | 3.9 | 6.2 |
| | | | | | | | | | | | 5.8 | 5.3 | 5.1 | 3.4 |
| | | | | | | | | | | | 5.5 | 5.1 | 5.1 | 5.1 |
| | | | | | | | | | | | 6.6 | 7.8 | 8.5 | - |
| | | | | | | | | | | | 3.9 | 3.4 | - | 1.2 |
| | | | | | | | | | | | 6.2 | 3.4 | 5.1 | 0.7 |

名古屋市道高速2号
(1号楠線)

| | | | | |
|--|--|--|--|------|
| | | | | 楠JCT |
| | | | | - |
| | | | | 3.3 |
| | | | | 3.9 |
| | | | | 5.4 |
| | | | | 5.8 |
| | | | | 5.2 |
| | | | | 5.8 |
| | | | | 5.4 |
| | | | | 5.8 |

名古屋市道高速1号・名古屋市道高速1号四谷高針線
(2号東山線)

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|
| | | | | | | | | | | 高針JCT |
| | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | 5.4 |
| | | | | | | | | | | 6.8 |
| | | | | | | | | | | 7.8 |
| | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | 6.1 |
| | | | | | | | | | | 9.7 |
| | | | | | | | | | | 10.0 |
| | | | | | | | | | | 5.4 |
| | | | | | | | | | | 6.8 |
| | | | | | | | | | | 7.8 |
| | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | | | 6.5 |
| | | | | | | | | | | 7.5 |
| | | | | | | | | | | 10.0 |

| | |
|---------------------------------------|------|
| 清須入口 | 24.3 |
| 西春出口（愛知県道高速名古屋朝日線を経由する場合を除く。） | 3.2 |
| 一宮南出口（愛知県道高速名古屋朝日線を経由する場合を除く。） | 5.1 |
| 一宮インターチェンジ出口（愛知県道高速名古屋朝日線を経由する場合を除く。） | 5.8 |
| 一宮東出口（愛知県道高速名古屋朝日線を経由する場合を除く。） | 7.3 |
| 豊山南出口（名古屋市道高速2号を経由する場合を除く。） | 0.9 |

